

障がい者等日常生活用具給付事業品目一覧

■ 自立生活支援用具

品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者(児)・難病患者等であつて、入浴に介助を必要とする者(原則として3歳以上の者)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)・難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
便器	○下肢又は体幹機能障害2級以上(原則として学齢児以上の者) ○難病患者等で常時介護を要する者	障害者(児)・難病患者等が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円 手すり付きの場合5,400円増し	8年
頭部保護帽	○平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者で、起立・歩行時に頻繁に転倒する者	ヘルメット型で、転倒の際に衝撃から頭部を保護する機能を有するもの	スポンジ、革が主材料 15,656円 スポンジ、革、プラスチックが主材料 37,852円 (上記価格は、オーダーメイドの場合に適用し、既製品は、上記価格の80%の範囲内の額とする。)	3年
	○重度又は最重度の知的障害者(児)でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者		12,160円	

障がい者等日常生活用具給付事業品目一覧

■ 自立生活支援用具

品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
歩行補助つえ(一本杖のみ)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者で、歩行障害があり、支持が必要な者	T字状・棒状のつえ	木材、ニス塗装 2,266円 軽金属、塗装なし 3,090円 (1本当たり) 夜光材付きは422円(全面夜光材付きは1,236円)増し 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合267円増し	3年
移動・移乗支援用具	○平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者(原則として3歳以上の者) ○難病患者等で下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年
特殊便器	○上肢障害2級以上の身体障害者(児)又は重度若しくは最重度の知的障害者(児)であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者(原則として学齢児以上の者) ○難病患者等で上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの又は知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者(児)又は重度若しくは最重度の知的障害者(児)・難病患者等(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者(児)・難病患者等)のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。ただし、1世帯につき2台を限度とする。	15,500円	8年

障がい者等日常生活用具給付事業品目一覧

■ 自立生活支援用具

品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
自動消火器	障害等級2級以上の身体障害者(児)又は重度若しくは最重度の知的障害者(児)・難病患者等(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者(児)・難病患者等のみ)の世帯又はこれに準ずる世帯に限る。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
電磁調理器	視覚障害2級以上の身体障害者(盲人のみ)の世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)又は18歳以上の重度若しくは最重度知的障害者	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上(原則として学齢児以上の者)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
聴覚障害者用屋内信号装置(身体障害者のみ)	聴覚障害2級(聴覚障害者のみ)の世帯又はこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯に限る。	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)	87,400円	10年